

## 国民健康保険法第65条第4項（不正利得の回収）に関するQA

No.	分類	質問概要	回答要旨
1	手続	国保法第65条第4項の規定に基づく委託の場合は、議会の同意及び総務省への届出は不要と解してよいか。	貴見のとおり。 地方自治法第252条の14の規定に基づく「事務の委託」の場合は、同条第3項の規定により、議会の議決や総務大臣への届出が必要であるが、国保法第65条第4項の規定は、議会の議決や総務大臣への届出を要件として規定していないことから、同項に基づく「委託」の場合は議会の議決や総務大臣への届出は不要である。
2	手続	不当利得や柔整療養費など、委託の対象を拡大する場合は、国保法第65条第4項の規定に基づく委託とは別に、地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託を行うこととされているが、不正利得の回収事務と、不当利得や柔整療養費の不正利得回収事務について、一つの事務委託の規約にまとめることは可能か。	同一の契約において、不正利得の回収事務と、不当利得や柔整療養費の不正利得回収事務を委託することは可能であると考えますが、この場合には、国保法第65条第4項の規定に基づく「委託」と、地方自治法第252条の14の規定に基づく「事務の委託」を併せて行うこととなるため、議会の議決が必要である。
3	手続	訴えの提起や和解は議会の議決事項であるが、不正利得の回収事務においては、都道府県と市町村、どちらの議会の議決が必要か。	債権を市町村から都道府県に譲渡していない場合には、市町村議会、譲渡した場合には、都道府県議会の議決が必要となると考える。
4	効果	国保法第65条第4項の規定に基づく委託を実施した場合、市町村が保有する債権は当然に都道府県に移転するのか。	当然には移転しない。 国保法第65条第4項の規定は、「受託者の名」で、徴収又は収納事務の処理を行うことができる旨を定めたものであり、同項の規定による「委託」により当然に債権の譲渡が認められる旨を定めたものではない。 債権の譲渡は、別途、地方自治法第237条第2項の規定に基づき、市町村から都道府県へ債権譲渡された場合に認められるものである。この場合、適正な対価による譲渡の場合には、議会の議決は不要とされている。 なお、通知においては、不正利得の回収の場面において、都道府県が行うこととなる事務を最大限想定して記載したものである。

5	効果	市町村が債権の保有者である場合、都道府県において、市町村の債権について督促や強制執行等を行うことは、地方自治法第240条の規定によりできないと考えるがどうか。	国保法第65条第4項の規定に基づく「委託」は、地方自治法第252条の14の規定に基づく「事務の委託」と同様、受託事務の範囲内において「受託者の名」で事務を処理する（自己の事務として処理する）権限を有することになるため、督促や強制執行等を行うことは可能と考える。 なお、地方自治法第240条第4項各号に掲げる債権については、その債権の性質により、一般的な債権管理になじまないため、管理方法が別途定められているだけであり、同条第2項の規定の適用を受けないことをもって、督促や強制執行等を禁止する規定ではない。
6	会計処理	保険医療機関等から支払われる返還金等について、都道府県は予算・会計上どのように処理すればよいのか。	市町村から都道府県へ債権を譲渡しない場合には、歳入歳出外現金として取り扱うべきものと考え。そのため、都道府県の歳入として計上する必要はない。 一方、市町村から都道府県へ債権を譲渡する場合には、歳入として計上すべきものと考え。 いずれにせよ、各都道府県の財務・会計部門にも確認した上で対応いただきたい。
7	その他	保険者努力支援制度の評価指標（都道府県分）のうち、「都道府県による不正利得の回収」について、国保法65条第4項に基づく事務の委託ではなく、事実行為のみ都道府県で受託することとなった場合でも評価対象となるのか。	評価対象となる。
8	その他	「都道府県による不正利得の回収に係る事務の取扱いについて」（平成29年12月12日付け保国発1227第2号）の第4の3（1）において、「⑤ その他（都道府県が費用負担する方法や保険者努力支援制度で交付される交付金を活用する方法等）」との記載があるが、「国民健康保険保険者努力支援交付金に係るQA」においては、交付金の用途について、「国保の事務の執行に要する費用は除く」とされていることから、都道府県が不正利得の回収事務に要する費用について、保険者努力支援制度交付金を活用できないのではないのか。	特別交付金として、都道府県から市町村に保険者努力支援制度（市町村分）を交付する際に、不正利得の回収事務に係る委託手数料と相殺する方法が考えられる。